

昔ヲ説得シタルニモ不拘及抗的言辭ヲ弄シタルヲ以テ林主
順外一名ヲ一時檢束セリ 然シテ前記土地差配人ハ後ニ品
川青年團ニアラサルコトヲ知り同日午前九時頃土地ノ使用
ヲ拒絶セリ

(ハ) 當廳、幹後

組合側ニアリテハ前記ノ通り爭議繼續ノ不利ナルコトヲ知り
本月十二日組合本部至事原店一ハ當廳勞働課ニ出頭シテ此
際會社側ニ於テ爭議調停法ニ基ク調停委員會ノ開設(場合ニ
依リテハ法ニ基カサル調停)ニ應ムルニ於テハ組合側ハ潔ク
要求書ヲ撤回シ罷業ヲ打切り解決点ヲ警視廳ニ一任シ又會社
側カ交渉ニ際シ組合本部員ノ不在ヲ忌避スルニ於テハ組合側
ハ交渉ニ立會ハサルモ可ナリト申出ラタルヲ以テ翌十三日
會社技師長山本精一ヲ勞働課ニ招致シ當廳ノ調停ニ應ムル
否メラ確メタルトコトヲ前記ノ通り強硬ナル態度ヲ主張シ爭議

調停法ニ基ク調停ハ之ヲ拒否シ法ニ據ラサル任意調停ニ関シ
テハ一應考慮、上回答スヘキ旨ヲ答ヘタルカ翌十四日ニ至リ
以此、除全員親同盟ヲ脱退スルコト

以約五十名ノ責任者ヲ解雇スルコト 但シ解雇ハ場合ニ依リ
多大減少ナルモ差支ナキコト

以上二項目ヲ組合側ニ於テ容認スルニ於テハ當廳ノ調停ニ應
ズヘキ旨ヲ申出テタルヲ以テ更ニ相當ノ讓歩方ヲ極力勸説シ
タルモ前記二項目ハ最大限ノ讓歩ナリト稱シ調停ヲ拒否スル
ニ至リ當分妥協ノ見込無キ為両者間、斡旋ヲ一時打切ルコト
トセリ

(九) 今後ノ見透

状況以上ノ通りニシテ當分妥協ノ可能性ナク益々爭議團側要
化ノ虞アルヲ以テ事業並側ニ對シテハ努メテ挑發態度ニ出テ
サル採發若シ爭議團側ニ對シテモ輕率ヲ避ケル採發論タルト